

午前 10 時 11 分 開議

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。猛暑の中、御苦労様でございます。ただいまから平成 8 年第 1 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 12 番 重里 勉君、19 番 藪野 勤君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 8 月 5 日 1 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 8 月 5 日 1 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 8 年泉南市議会第 1 回臨時会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政各般にわたり何かと御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを御提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

議長（島原正嗣君） この際お諮りいたします。

本日これより上程予定の議案第 1 号及び請願第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定及び会議規則第 136 条第 1 項の規定により、

いずれも委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案第1号及び請願第2号につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、議案第1号 直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号 直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。まず、提案理由でございますが、地方自治法第74条第1項の規定による泉南市議会議員定数条例改正の直接請求を平成8年7月12日に受理したことに伴い、同条第3項の規定により私の意見をつけて議会に付議する必要から、本条例を提案するものでございます。

3ページをお開き願います。改正の内容でございますが、泉南市議会議員定数条例の一部を改正し、泉南市議会議員の定数26名を20名に改めようとするものでございます。

また、附則といたしまして、改正後の条例は、次の一般選挙から施行しようとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）に対する地方自治法第74条第3項に基づく私の意見書を添付いたしておりますので、意見書を朗読させていただきます。

平成8年7月12日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、市道勝也、宮内義一、竹野利宏、由利良幸、石井勇士、殿谷吉章、福本喬久、奥田春男及び宮本 隆の9氏を請求代表者とする5,141名の連署

をもって、泉南市議会議員の定数を20名とする条例の改正に関する直接請求があった。

直接請求権は、議会の議員の選挙又は長の選挙を通じて行政に参与する間接民主制を補い、市民の生の声を表現するものとして、法に認められた正当な権利であり、市民参加の行政運営を方針として提唱している私としては、この請求を真摯に受け止めなければならないと考えている。

一方、議会議員の定数については、同法第91条第1項に明記されており、同条第2項において「前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。」旨を規定し、市町村の主体的な裁量が認められている。本市においては、法定数は36名であるが、12年前の昭和59年第1回定例会において30名より26名に減員する改正条例が議員提案されて、その年の選挙より実施している。しかし、その後の各市における議員定数の見直しの結果、近隣の自治体と議員一人当りの人口で比較すると、本市の場合は議員数が相対的に多い状況にあることは事実である。

確かに、議員の定数は、幅広い市民の声を議員を通して市政に反映するという間接民主制にかかわる問題であり、単純に人口規模のみで判断しうるものでないが、5,000名を超える直接請求とあわせて考えると定数削減についての検討の必要性は認められると考える。

しかしながら、今回の議員定数削減の直接請求については、現行定数の20%を超える6名を一挙に削減するというものであり、このような急激な削減は、議会運営等様々な面で大きな影響が予測され、直ちにこれを実行することは妥当でないと考える。

今後議会において、この直接請求を真剣に受け止め、適正な議員定数のあり方について、各方面の意見を聞きながら検討していくことが必要であると考えている。

以上が私の意見でございます。

なお、参考といたしまして、7ページに直接請求の要旨、8ページから9ページにかけては、請求代表者の資料を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） ただいま市長の方から御意見を言われたんですが、この請求の趣旨を読みますと、その中心は財政問題というところにあるということが言及されておるわけなんです、この面について市長の意見書は一切触れられておらないと私は思うのですが、やはり請求のよって立つところが財政がここまで逼迫してきたということがあるわけでありますから、それは議会としても行政のチェック役として責任を果たしておらないんじゃないかと。そういうことがあって、私から言わせれば、果たしておらないのであれば減らせということにつながるの、ちょっと私は理解できないんですけれども、そういう点で、市民の行政に意見を伝えるという大変大事なこの機関を、数を減らすということで、私はむしろ行政のチェック能力といいますか、チェックの質を薄める、弱めるんではないかなという危惧を持つとるわけなんです、そういう点で、この財政問題がここまで逼迫してきたというのは、言うまでもなく市長が財政運営をしておられずし、年々の予算の中でも予算を出し、再三の議会からの財政問題大丈夫かということについて、常々、制限比率にまだ至ってないとか、私から言わせればいわゆるのんきな財政運営をしてきたと私は思うんですが、そういうことに市長は直接請求の中で中心的に触れられとるわけですから、きちっと意見の中では私は言うべきではないかと思うのですが、その点をお尋ねをしておきたいと思います。

それから、5,141名という有効署名をもって出されております。市長の機関の中での選挙管理委員会がこのチェックをしたと思うのですが、この直接請求は市民の大事な権利の問題でありますから、法律の中でもそういう1つの立場を利用して署名をしてはならないということは明確にうたわれとるわけなんです、区長連絡会というところが中心にこの運動を進められたということなんです、これまでの議論の中でも、区長さんというのは、そこに住んでる人の条件として入ってる組織なんですね。私も信達市場に住んでおりますから、信達市場の区長さんというのは、区として私の意思も代表すると思うんですが、この経緯の中で我々に区民総会を開くとかそういうことは一切ないまま、区長という公の名前で議員を減らせという運動をされたというのは、私はちょっと理解に苦しむわけなんです

が、そういう点で市長はこの議案を出されるに当たって、この署名が公正に行われたのかどうか、市長はどう考えておるのか。私は区長さんが個人の名前でやるのは一切構わないと思うんですが、区長という肩書で議員を減らせということに動くというのは、私は至って公正を欠くのではないかと、そういう思いを持っておるんですが、その点についての市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目は請求の要旨にある財政問題とのかかわりはどうかという御質問だというふうに思いますけれども、行財政改革というのは、当然私ども行政あるいは議会の立場にあっても、これらについては厳しく検討していく必要があるというふうには考えているところでございますが、それとこの議員定数の問題というのは、私はそれが重きになって論じられるということに対してはいささか違う意見を持っておりまして、地方自治の考え方というのは、あくまでも私ども行政に対する議会側は、その審議あるいは監視等の重要な役割があるわけでありますから、それに対して一定の定数が地方自治法に定められておると。その中で、行政と議会とそれぞれの役割を担って、それぞれの権能を発揮をして地方自治に当たっておるということでございますから、それが余り前面に出るということについては、違う意見を持っております。したがって、この問題については、私の意見の中ではやはりあくまでも地方自治という立場での意見を述べさせていただいたところでございます。

それから、署名の問題でございますけれども、署名の中心になっておられる方々というのは、あくまでも泉南市に在住する市民の方でございます。その方々が署名を集めに回られて、そして賛同される方が署名をなされたというところでございます。そのチェックにつきましては、選挙管理委員会で厳正にチェックをし、そして有効、無効を判断して、最終的に今日あります人数の署名が集められたものというふうに考えておりますので、その点については、いささかも疑問のあるものではないというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 財政問題と議員の定数問題は、直接には関係ないとい

う市長の意見が述べられたわけなんです、しかし市民の立場からいえば、やっぱり財政問題が1つの大きなファクター、条件として議員定数を削減し、その目的は行政の行革にあると思うんですね。行政にちゃんとした物を言うからには、議会もちゃんとした襟を正すべきだと、そういうところがあると思うので、この中心は、財政問題が私はこういう市民の要求の原動力ではなかったのかなと思うので、市長は意見に当たっては、財政問題についての市長としての意見をきちっと言うべきではなかったのかなと、私はそういうことを思います。意見にしておきますが。

それから、区長連絡会という名前で市民の中にもピラが配布されてるわけですね。区長連絡会としてですね。御存じのように、区長連絡会には市の方からも150万円を超える補助金も出ておりますし、またこの会計報告を見ても、ほとんどがそういう日赤の寄附とか、そういう公的な財政で運営されるところなんですね。

しかし、議員定数という問題は、至って市民の権利にかかわることですから、私から言わせれば、行政とは1つ違う立場にあると思うんですね。そういう点では、行政からそういう補助金が出、日赤などの半公的な機関から補助金が出ておるところで運営している区長連絡会が、区長連絡会という名前でこういう議員定数を削減しろというのは、いささか私は公正に欠けるのではないかなと。私も市場区の区民としては、市場区の区長の名前が使われたということについては、区民として私は残念なんですね。そういう点で、私はこういう直接請求がそういう点では公正性を欠いたのではないかなと。

先ほど、選挙管理委員会の方でちゃんと審査したからいささかも間違いはないという答弁があったんですが、900名を超える無効署名が出ておりますね。これは明らかに他人の名前を書いたということが多いわけなんです、この地方自治法の中にも、他人の名前を勝手に書くと大変厳しい罰則規定がありますね。当然、この署名を集める方は、だれでも回るといふんじゃないしに、代表者がちゃんと任命をして、判を押して、そういう回ること十分に知識を持った方が回るといふことに制度的にもなるとるわけですから、なぜそういう大切な署名に900名を超える不正が出たのかというのは、私はやはり問題にせざるを得ないと思うんですが、そういう点で市長は、いささかもそういう間違いがないと言い切るのはどういう根拠

なのか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

それから、もう1つは、この直接請求の中に議会としても範を示すべきという表現があるんですが、6名減ということが果たして議会全体の範を示す内容であるのかというのは、私は疑問を持つわけなんです。やはり財政問題がこう至ったことの原因を議会としてとるために、議員26人がその責任といたしますか、起こった結果について何らかの態度表明をするのであれば、議員26人がともに受けるようなあり方も私は考えるべきではないかと。でないと、ここに書いてある範を示すことにならない。議会の中における少数者を切り捨てる結果になっては、もしもこういう主張というのはある意味で格好いいわけですから、選挙なんかでも有利なんです。議員を減らせという主張の方が市民に対しては。そういう点では至って政争の具にも使われますし、そういう点では財政問題ですから、議員の経費を減らすということが、むしろ行政に対して財政問題をちゃんと健全にしていけと言うときには、私は有効な手段ではないかなと思うので、市長の意見書の中にはそれは一切触れられておりませんが、行政も当然これから経費の節減を断行してくると思いますけれども、議会としても経費の節減の対象に何ら違いを持たずに市長としてはやられるおつもりもあるのかどうか。私はやるべきだと思うんですが、そういう点で最後に質問をしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど選挙管理委員会で厳正にチェックをしたということをお願いしましたけれども、当然無効といたしますか、ございました。それらについて厳正にチェックをした結果、最終的にそこに掲げておられる方々の有効署名があったということでございます。

それから、特に財政問題で今後経費節減、削減等について、行政、それから議会ともどもやっていく必要があるのではないかという御意見でございますけれども、当然そういうことだというふうに思っております。

今、私どもの方は庁内に行財政改革推進本部を設けまして、一生懸命あらゆる見直しをかけておりますけれども、当然議会におかれましては、現在特別委員会も設置されているわけでございますから、その中で十分議論をいただいて、これはやはり行政、議会ともども改革に努めていかなければならないというふうに考えているところでございますので、議会におか

れましてもひとつよろしく御理解を賜りたいというふうに存じております。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） この臨時議会の議案書の中で、直接請求に対しての市長の意見書がついておりますけれども、今市長もそこで述べられましたけれども、その中で、私は読まさせていただきました、意見を述べ、質問させていただきたいと思うんですけれども、この中で、議員1人当たりの人口で比較すると、本市の場合は議員数が相対的に多い状況にあるのは事実であると。確かに議員定数は、幅広い市民の声を議員を通して市政に反映するという間接民主制にかかわる問題であり、単純に人口のみで判断し得るものではないが、とこういうふうに述べられておるんですけれども、今回の直接請求では6名の削減をとということでの請求の中身ですけれども、この点で幅広い市民の声をどう反映することができるのか。市長は、この中で人口規模のみで判断し得るものではないと、そういう意見もつけておられ、また幅広い市民の声を議員を通して市政に反映するんだと、そういう間接民主制にかかわる問題であると、とこういうふうに述べられているわけですから、この点について市長の御意見をもっと詳しく聞かせていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人口当たり多いということでございますけれども、これは統計的なものでございますんで、特に大阪府あるいは近隣の市、あるいは人口規模が同等ぐらいの市ということと比較いたしますと、相対的に多いのではないかと数字が出ているところでございます。

もう1つの御質問の、しかしそれだけで判断できないということについてはどうかということでございますけれども、この議員定数というのは、御承知のとおり根拠としては、地方自治法にあります5万から15万の市の場合、36名という一定の規定があるわけでございますけれども、なかなか何人が正しいのか、適正なのかという答えが、物理とか数学のようにきちっと出てこないものでございます。したがって、それぞれの市あるいは町も含めまして町とか、そういう自治体ごとに模索をしながら、最も効率的で、しかも地方自治の本旨を損なうことなく、行政運営といえますか、できる数字というものを考えていかなければならないわけでございます。

現在、本市の場合、26名ということでございますので、この間近隣市で

は削減をされてきたところもございます。ただ、本市におきましては、26名ということもございますが、これについては検討をする必要があるという私は意見を持っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、正しい答えというのは、これはないわけでございますから、十分議論をして、そして行政のチェック機関あるいは監視機関、議決機関としての権能を十分発揮する範囲内で、最も効率的な定数というものをこれから求めていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。ただ、今回の請求が一挙に6名ということについては、いささか大幅、性急過ぎるというのが私の意見でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 市長は、6名は大幅過ぎると、そういうふうに今おっしゃいましたが、そうすると市長の本音のところでは、何かこの議員定数の削減に対しての御意見はお持ちなんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 具体的な数字については申し上げられませんが、やはりこの際検討する必要があるのではないか。それは、先ほど言いましたように、正しい答えというのがなかなか数学のようにきちっと出ないわけでありまして、以前30名から26名に減らされた。その中で今日にまで至っておって、地方自治法、そう大きな障害がないということ踏まえて、じゃ、これから再度検討して、何名ぐらいならばそういう本旨を損なうことなく運営できるのかということについては、これからやはり考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 昭和45年に泉南市が市制施行されて泉南市となったわけですね。当時の人口は3万人で、その当時議員の人数が30人と、こういう状況でした。その当時から比べますと、現在は6万2,000人余りになってますし、実際には人口がこのようにふえてきて、泉南市の行政としても多様化し、どんどん複雑になってきている。町の中もいろんな問題が出てきてますし、それに対応するために、例えば行政の中でも顔を広げねばならない、新しい顔をつくらねばならない、そういう状況にありますから、そういう状況を十分に勘案した場合、議会でしっかりと、市民の皆さんが納めた税金がどのように使われたかということをチェック、

先ほどもおっしゃいましたけれども、議論をしてチェック、監視をする、そういう機能というのが議員定数削減によって低下をするのではないかと、そういうふう思うんですね。

それから、もう1つは、議員の人数が減ることによりまして、市民の皆さんから出されるいろんな意見というのは、地域の意見として出されるわけですから、そういう意見を託す人が減るわけですから、市民のそういう意見が切り捨てられてしまうと。そういう状況というのは当然生まれてくるでしょうし、これはやっぱり私はぐあいの悪いことだと思うんですね。もっともっと市民の意見がいっぱい反映される、そういう民主的な議会を運営していくこと、これがとても議会運営にとっても大事、そしてまた行財政を守っていく、そういう点についても大事なことだと、私はそういうふうに思っているわけです。

それから、もう1つは、議員定数の削減の問題は、私は女性ですから、女性というそういう、今社会的には女性の地位向上やとかいろいろこういうふうに関心されて、女性がどんどん社会に出るような、そういう社会に参画していけるような社会をつくっていかねばならないと。そういう状況の折に議員定数削減されるということでは、例えば議員に立候補したいと、議員として登場してもっともっと市民の役に立てるような仕事をしたいと、こう思ったときでも、女性であるそういう弱い立場で選挙を進めるということになれば、議員定数の削減というのはとても厳しい状況に追いやられるだろうし、青年や例えば障害者、それから高齢者の方、そういう人たちでももっと議会に進出をできてこそ、市民の皆さんの多くの意見が、いろんな分野の意見が市議会に反映されて、公平な行政を進めていくことができるのではないかと、そういうふうに私は思います。

そして、またこういう問題は、例えば昨年度の5月に参議院の地方分権及び規制緩和に関する特別委員会が開かれたときに、この中で自治体問題研究所の池上さんという方が参考人として呼ばれているわけですね。そこでは、こういうふうに答えているわけです、参考人として意見を聞かれたときに。

これをちょっとひとつ皆さんに御紹介しときたいなと思うんですけども、議員定数の削減で大変重大とっておりますのは、住民の意思の反映もさることながら、住民の投票権の枠を狭めることになり、それから住民

主権者はすべて被選挙人、被選挙権者でありますから、被選挙権を狭めていくのではないかと、このような危惧を私は持っております。地方分権を本気になって実現しようと思いますと、申し上げるまでもなく、例えばよく論議になりますように、女性議員の比率を高めることや、あるいはまた青年の参加を促すこと。ある場面では、私が先ほどから申し上げましたように、障害者のような立場の皆さんが議員として参加することなど、欠かせない課題であるはず。だとするならば、議員定数についてはむしろもっと積極的な展開をすべき時期ではないだろうか、こういうふうに思っております。こういうふうに国会でも答えております。

そういう状況をぜひ、こういう問題提起がされている以上、この点について市長には一言お答えを願いたいと思うんです。多くの人たちがいろいろな意見を持って市議会に登場できるような状況をつくるべき、そういうときに議員定数削減はまずいのではないかと。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 女性の立場で、女性議員等の可能性が低まるのではないかとというような御心配かというふうに思いますけれども、私はそうは思っておりません。これは定数がいかにあるかと、市議会議員になろうと、なりたいということであれば、当然被選挙権がございますし、立候補制でございますけれども、多くの女性の方、あるいはハンディキャップをお持ちの方も含めてそういう機会があるわけでございますから、その中で自分の主義主張を堂々と述べられて、そして市民の支持があれば当然当選されるわけありますから、その問題とその定数の問題とは、私は関連といたしますか、連動しないのではないかとというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 市長は連動しないと、このようにおっしゃいましたけれども、どんな人でも、どういう状況にいる人でも、市議会に登場できるような、登場しやすいような場面をつくってこそ民主主義を守っていくという立場では大事なことで。だから、地方自治法に沿った法律どおりの定数、それは国でも定めておりますし、議会の運営の中でも定数削減されたことによって、例えば法で定められている4つの委員会の中でも委員の人数が減って、議会の会議の中身が十分に論議できない状況になるので

はないか、少ない人数ではやはりぐあいの悪い状況になるのではないかと、私はこのような思いますので、議員定数削減については反対であります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———山内君。

16番（山内 馨君） 今回の議案第1号にかかわる市長の意見書について若干質問をしたいと思います。

今回のこの直接請求にかかわる本議案については、非常にわかりにくい、要旨がわかりにくい。例えば、地方自治法で36名と決めておるのに、現在泉南市議会では26名になっておる。さらに6名を減らしてくれという議案ですけれども、市長の考えも若干違うようだけれども、それがさらに問題をわかりにくくしてると思います。提案者である市長が6名減らすことについては、どうも賛成しかねるような意見書でございましたので、提案者の意見としては若干議案と違うんじゃないかなと、そういうような感じがして、ちょっとここの説明をいただきたい。

それから、今回の削減の要旨は、例えば大阪府とか近隣の市町村の議員の人口比例ですね、それが若干議員数が多いんじゃないかと、そういう御意見でございますけれども、いわゆる国が出している法律ですね、地方自治法にかかわる問題は、これは大阪府だけが地方自治法に該当するわけじゃないわけで、日本全国、北海道から沖縄に至るまで地方自治法の条例は適用するわけですから、その比較検討、人口比例を大阪府とか近隣に狭めるんじゃなくして、日本全国的に5万から10万都市の議員定数は一体どうなっておるんであるのかと、そのぐらいのことは御検討いただいておりますので、御答弁いただきたいと思います。

財政は関係ないという御答弁もございましたので、この点には余り触れませんが、今回の削減の要旨がほかにあれば、こういうこともありますということをおっしゃっていただければ理解できるんですけれども、ただ人口比例だけでということになりますと、じゃ、全国的にどういうことになるんですかと、こうお聞きをしたいわけです。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の条例提案と私の意見との問題でございますけれども、今回の提案というのは、地方自治法に基づきます直接請求による条例の改廃ということでございます。

この場合、長はその請求内容に例えば違う意見を持っておったとしても、

それは提案前に修正することができないということになっております。したがって、請求内容そのままを提案しなければならないということになっております。その中で、長としての意見を付すということになっているわけでございます。したがって、長にはその修正権というのは、直接請求の場合、認められておらないということでございます。したがって、私の考えというのは、その意見の中で述べざるを得ないということになるわけでございます。

私の意見は、先ほど陳述いたしましたとおり、検討は当然する課題だというふうに思いますけれども、一挙に6名の削減ということについては、これについては私は若干違う意見を持っておるということを申し上げたところでございますので、その点はひとつよろしく御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目は、統計的なことがございますので、担当の方から御答弁申し上げたいと思います。

それから、3点目の請求の要旨につきましては、これは直接請求者がその趣旨を述べられておられるわけでございますので、その内容そのものに対して、それは直接請求の場合、そのまま参考書類として上げさせていただくということにしたところでございます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま山内議員の方から御質問のございました全国レベルでの状況ということでございます。確かに地方自治法におきましては、人口5万から15万ということを1つのエリアとしておりますので、これを全国レベルで私どもの方も一応調べました。その結果といたしまして、全国で一応この5万から15万、法定議員数が36名の対象の市が303市——これは平成7年12月31日現在でございますが、303市ございまして、議員定数が26名以上の市が233市、それから未満の市が70市ということでございまして、26名以上の市が約77%ということでございます。ただ、5万から15万ということで若干幅がございまして、これをより幅を狭めて、5万から10万ということで議員定数の数を見ますと、全国レベルでは26人、大阪府ではこれは29人となっております。

それから、人口1人当たりで比較いたしますと、全国では1人当たり2,

605人、それから大阪府では3,051人。同じように統計でいきますと、泉南市では2,346人、1人当たりの人口でいきますと少ないという状況にはなっています。

以上が我々の方で全国レベルで調べた状況でございます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 市長の答弁、ちょっとあいまいなところがあるんですけども、では提案されてるこの第1号議案については、市長は提案者でありながら内容的には修正できないから、私は不本意であるけども——これ6名の減でしょう、この出されてる議案は。それは、市長は、私は不本意だと、私は反対だと、こういう意味におっしゃってるわけですか、6名減らすということについては。議案は6名ですから、議案を出された市長は、その6名減らすことについては私は問題があると思うということは、いわゆる反対なのか、どういう御意見なのか、そこのところははっきりしませんね。そこのところをちょっと明確にしてほしいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、直接請求の場合、これは直接請求があった内容をそのまま提案すると。長に修正権がないということでございます。その中で意見を付すということでございますが、先ほど来朗読をさしていただきましたように、最終的なこの6名減ということについての私の意見は、直ちにこれを実行することは妥当でないと考えているという内容でございます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） もう確認をする必要がないわけですけども、市長は6名を減らすことについては、市長の意見としては問題があると。提案者がそう言ってるんですから、この議案に問題があるのは当然なんです。そういうふうに理解していいわけですね。

それから、全国の人口比率ですけど、私はなぜ大阪府並びに近隣市だけを対象としたのかわかりませんが、この地方自治法にかかわる36名という定数については、これは全国の市町村に対する条例なんです。今、助役の方から統計が出されましたけれども、全国の2,303市、いわゆる77%に至る全国の各市が26名より多いと、こういう状況なんです。それを殊さらに隣の町やとか大阪府やとか狭い範囲内に縮めて、なぜ

比較検討をされて出されておるのか。そこらのことが、法令上の扱いとしては、なぜそういう扱いをしたのか、ちょっとわかりませんね。財政問題が関係ないということであれば、あと人口比率に——ほかにあればまた後で教えてほしいんですけれども、ほかにこういう理由があって削減する必要があるという確たる根拠、必要性が、我々のこれから採決の、いわゆる審議の重要なポイントになってきますね。どういう要旨で、何が必要で議員を減らさなくてはならないかということが明確にならなかつたらだめなんです、この提案は。

市長は、6名を減らすことについては私も別に考えがあるというようなことをおっしゃってますし、さらに人口比率についても、私のお聞きした範囲では、全然答弁になってないですね。日本の国の地方自治法を大阪府の自治法と間違ってるんじゃないんですか、あなた方は。人口比率あるいは議員定数については、もう少し幅広く全国的な視野から住民本位の議会の構成ということを考えれば、やはりそういう観点が絶対必要になってくると思うんですけれども、なぜそういうことに配慮されなかったのか、お伺いしたいんです。全国的に26名以上が77%に及んでいるわけでしょう。それはどういうことですか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほど答弁申し上げましたように、確かに全国レベルで申し上げますと、26名以上の市が77%ということでございます。山内議員御質問のように、確かに地方自治法というのは全国レベルが対象ということになっておるわけでございますが、我々が調べていく中で、地域間の格差というのは確かにあるということが数字からある程度出ておりました、人口5万から15万ということでございますが、先ほど申し上げましたように、一定これは幅がございますので、5万から10万という小規模な市ということで比較しました場合に、1市当たりの平均議員数は、全国は確かに26でございますが、近畿では29、大阪府では29と、かなりその地域によって格差が出ておる。

このあたりの原因の分析等は、我々のところまだいたしておりませんが、客観的な数値といたしましてそういうものが1つございますし、それから5万から10万市での議員1人当たりの人口でいきますと、全国が議員1人当たり2,605名、大阪府で3,051名、近畿で2,977名。泉南市の

場合は、同一データを用いますと2,346人ということで少なくなっておりまして、このあたりから、先ほど言いましたように原因をさらに分析する必要があると思いますが、一定やはり検討する必要はあるのではないかとというのが、今回の市長の意見書になっておるといことでございます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 理事者の答弁で大体出された要因等はわかったわけですが、ほかにこういう理由で削減を求めているという理由はないわけですか。財政問題は、先ほどどなたかの御質問で本議案とは直接的なかわりはないと。請求者の区長連絡協議会というものは、論議はほかの問題やと、市長はそういう見解を示されましたけれども、じゃ、人口比率はわかりましたけれども、提案者としてほかに何か議員を削減する決定的な要素がおりないのでしょうか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回のこの議案の性格というのは、直接請求にかかわった議案ということになっております。したがって、直接請求者の請求の要旨というのは、議案書の7ページに示されてあるように、その中での議論ということであれば、財政的な問題がここで書かれておるわけでございますけれども、そのほか人口比の問題もあるかというふうに思いますけれども、その程度ではないかというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） まだまだいろいろ質問あるんですけども、財政問題ですね。区長連絡協議会からの要旨、今ここに持ってませんけども、何か市の財政、いわゆる市職員あるいは議会ということになっておりますけれども、議会に対しては6名の削減という御提案でございますけれども、市の方はその直接請求の中の文面でありました職員の問題ですね、このことはどういうふうにお考えいただいているんですか。これは本議案とは関係ございませんけれども、区長連絡協議会からの削減の直接請求の文面には出ておりますけれども、これはどういうふうにお考えなんですか。何かやられるつもりですか、それともそのことは不問に付すわけですか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま山内議員から御指摘もございましたように、今回の請求の中では、議員の定数だけでなくて職員の数ということも請

求の要旨に入っております。これにつきましては、従前から私どもの行政改革推進本部の方で、1つの大きな、人件費の最も中心になる部分でございますので、やはり最少の職員数で住民の福祉の増進に最大の効果を上げるといふ点から、比較調査を含めましてさまざまな検討を加えまして、最も効率的な職員の体制にするべく現在検討をしておるといふことございまして、今後一定の結論を得てそういう実施に向かって進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 検討しておるといふのは、ちょっとわかりませんが、どの程度に検討されて、どういう経過をたどって、現在どういう状況なのか、具体的な説明がない限りは、検討しているというだけでは非常に理解がしにくい、こういうように思います。近い将来に、例えば職員定数の削減の条例を出すとか、そういう基本的な考えを論議されておるのか。その点はどのような程度まで話が進んでおるのか、その点ともあわせて御説明いただきたい。理解できませんから。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 本市におきます行財政計画につきましては、昨年5月に庁内におきまして推進本部を発足させまして、平成7年度中の作業といたしましては、緊急な対応といたしまして、平成8年度の予算編成につきまして応急的な対応を行ってきたところでございまして、議員御指摘の職員の定数等にかかわる問題につきましては、平成8年度4月に要綱等の改正を行いまして、財政問題、事務事業問題、それと行政問題、3部会を設置いたしまして、現在それぞれの作業を行っているところでございます。その中で、御指摘のように本市におきます職員の定数につきましても、他市との比較等の作業を行っておるといふところでございます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 理事者はみずからには極めて寛大ですね。推進本部をこしらえて3部会をこしらえて、協議をしているという段階ですね。議会の方も行政改革特別委員会を設置してそこで論議をやっておりますけれども、その論議を待たずしてこういうふうに直接請求が出てきて、本議案ということになってきますから、少なくとも議会の方だけじゃなしに理事

者の方も市民の要請にこたえて、やはり速やかにその結論を出して協議を終わらないと、議会だけ何か市民の要求があるような感じが現在の段階では進行しておるわけですね。理事者の方の対応もできるだけ早く出すように、これはお願いをしておきます。

それから、1つお伺いしたいんですけれども、現在6万2,000人の人口を有する泉南市は、全国でもいわゆる急増都市に入ってるわけですね。くしくもこの削減の問題が論議されてる日に、市長が東京へ行って人口急増の都市の問題について協議をしているわけですね。非常にバランスがとれてないわけですね。内部では議員を減らせとか、職員をこうせえとか、減らせとかいうようなことを言いながら、東京へ行けば人口急増都市、おれところは町が大きくなってるんや、人口がふえてるんやという会議に参加してるわけですね。

現在、関西国際空港が開港わずかですけれども、そういう状況の中で泉南市が将来的にも人口が過疎化されたりするようなことはなかろうかと思うんですけれども、これからどんどん泉南市という町は飛躍的に人口もふえるし、行政需要もふえてくると思うんです。そういう情勢の中で、市長として議員は減らしていくべきなのか、いやいや、もっとふやしていくべきなのか、あるいは市の状況ですね、市政の状況を的確に把握した上の判断はどうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 確かに本市は人口急増都市の一員になっております。

御承知のように関西国際空港開港前ぐらいから、緩やかな上昇ではございますけれども、人口が漸増傾向にございます。本市の総合計画におきましても、2001年で8万人という想定をいたしておきまして、今後とも人口が減少するという見込みは持っておりませんで、やはり徐々にではございますけれども、増加していくであろうというふうに考えております。そのことがまた町にとりまして、活性化あるいは発展の1つのベースになっていくものであるというふうに考えているところでございます。

御指摘をいただきました議員定数の問題は、先ほど来にもお答え申し上げておりますように、これが正しいという数字がなかなか明確にないものでございますから、これはやはり間接制民主主義を健全に育てていくという中で、かつ最も効率的な範囲の中で模索しながら、最も適正なそういう

定数というものを議論していく必要があると。したがって、何名がいいとか悪いとか、そういう議論はなかなかしにくい問題だというふうに思っております。

ただ、法定数36名に対して、現在10名減の26名ということで議会運営をされておられますけれども、私はさらにこれを逆にふやしてということについては、現在その26名という中でずうっと行政あるいは議会という立場でやってきた中では、間接制民主主義が十分生かされてるんじゃないかというふうに考えているところでございます。今回、直接請求五千有余名の方々の請求がございましたので、これはやはり今後どうあるべきかということについては、真摯に検討する必要があるんじゃないかと、このような考えを持っております。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） もう長時間にわたりますから私もこれで終わりますけれども、泉南市の状況ですね。人口もふえていくし、予算面も非常に大きくなってきてますね。そういう状況の中で、やっぱり的確な判断をしないでだめだと思います。ただ、感情的にどうのこうのと、あるいはまたパフォーマンスでいろいろ市民にええ格好して訴えるような議員もおりますけれども、そういうことに引きずり回されて泉南市の将来を間違っただけじゃないと思うんです。

それで、今真摯にその状況を受けとめて判断はするわけですがけれども、さらに今の泉南市は関西新空港の全体構想が出て、ほんとに泉南市にとってはどういような条件でこの問題を解決するかということについては、全精力を尽くさなければならぬときやと思います。それは理事者も議会もともに力を合わせて、一人でも多く、もちろん区長連絡協議会もともに力を合わせていただいて、そして泉南市の将来のためにこの千載一遇の全体構想という大きなプロジェクトに対して、泉南市は市民のために、泉南市の将来のためにどのようなことを今やらなくてはならないかという一番重要な時期にかかっているときに、これはやむを得ませんけれども、このエネルギーをこういう状況で割かなくてはならないということは、私は大変残念なことだと思います。そういうようなことでなしに、もう少しみんなが力を合わせて、泉南市のために頑張ろうという気持ちが今一番大事なときじゃないかと、私はそれを力説して質問を終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———真砂君。

26番（真砂 満君） 簡単に何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

26名を20名に削減をせよという直接請求でございます。5,141名という大変たくさんの方々の連署でございますから、私自身もこのことは真摯に受けとめなくてはならない、かように考えているところでございます。

そういうことで、まず市長の意見書が出されておりますから、この中身についてお聞かせいただきたいんですけども、全体的に申し上げますと、私自身も市長が出されているこの意見書の考え方と同じでございます。

その中で1点目として、先ほど山内議員の質問の中で福田助役が答えられておりますけれども、多分私の資料と同じ資料で統計をとられたのかなというふうに思います。私も平成7年12月31日現在の各市の議員定数、約664市の統計をとらせていただきました。特に、我が市と類似する6万から6万4,000の市の調査をさせていただいたところでございますけれども、その中ではやはり26名以上の定数というのが約50%、過半数を超えるというような数字でございます。ですから、全国的に見ますと、26名の定数が決して多いとは言えない。ただ、助役さんがおっしゃってましたように、大阪府、特に阪南各市を比較すると、泉南市の場合、議員定数が多いということだというふうに思っております。

その中でございますけれども、今意見書の中で書かれておりますように、市長が、20名にするこのような急激な削減は、議会運営等々で大きな影響を及ぼす、というふうに述べられておりますので、どのような影響を及ぼすとお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、この議員定数という問題につきましては、先ほど来から申し上げておりますように、行政と議会という関係から、いわゆる間接制民主主義を十分機能発揮するためには、やはり試行錯誤というのが当然あってしかるべきだと。その中で最も効率的で、しかも本旨を損なうことなく運営ができる形というのが一番いいというふうに考えているわけでございます。したがって、現在26名、欠員1ございますけれども、そういう状況で、6名減という、いわゆる20名に下さいという改正、

直接請求でございますけれども、そういうやはり極端な、一挙に減員するということについては、1つは私どもと議会との関係、あるいは議会と市民との関係、あるいは議会の中の運営の問題等、十分議論する必要があるんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

そういうことからして、もし削減することになれば、ある一定の削減という中で、どういう影響があるのかとか、あるいはうまくそれが機能するのかということをも十分事前にアセスメント的にやる必要があるんじゃないかというふうに考えております。したがって、特に常任委員会等4つの委員会等もでございますけれども、そういう構成の話も先ほどありましたけれども、やはり重要な条例とかそういうものの改廃等、一般的には付託をされてやられておられるわけでございますから、その中で十分議論するに足る適正な人数ということも、一方ではあるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

したがって、今後は、私どももそうでございますけれども、議会内部におかれましても十分御議論をいただいて、そして御検討いただくということが大切ではなからうかという趣旨で書かしていただいたわけでございます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 20%を超えるような極端な削減はいろいろ問題が生じるというふうにお答えをいただきました。私もそのように思います。ただ、これ直接請求ですから、市長としてはこの定数を20名の数字以外には提案をできない、そのことはわかっているつもりでございますから、非常に自分の考え方と違うところで議論をしなくてはならない、そういったしんどさというのがあるかというふうに思います。ただ、私どもとしても、いろんな考え方があるわけですがけれども、20名に対して否決をするのか、賛成をするのか、この議案としてはそういった選択しかないわけにありますから、そういう面では我々議員としてもしんどい選択になるのかなというふうに思います。

ただ、市長が今この意見書の中で書かれておりますように、この20名、これは終局的には将来どのような形になるのかわかりませんが、これは議会ですから、みずからの問題ですから、議会の中で十分議論して、適正なその時期の定数というものを定めればいいというふうには思います。

けれども、終局的には20名、いつの時代になるかわからないにしても、そういう目標を設定するにしたって、直ちにこれを実行するということは、妥当でないというふうにお考えでございます。

ただ、2カ月後にもう既に次の選挙があるわけでございますから、今のこの時期に、そしたらどうするんだということが今求められているわけですよ。できたら私としては、意見でございますけれども、例えば少なくとも2名を減らしてどうだというようなことでまとめれば、非常にいいというふうには思っておるわけでございますけれども、そういった私の考えに対して、市長はどのようにお考えですか、意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回が6名減ということでございますから、それに対しての私の意見は、ここに述べさせていただいたとおりでございます。仮定の話で、じゃ2名ならばどうなのかというようなことでございますけれども、例えば直接請求が2名で出てきておれば、当然私の意見も若干違った意見になるのではないかとこのように考えております。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 大変お答えにくいことを聞いたようで申しわけございません。

最後にしておきます。この間、この直接請求に携わって選管でもいろいろ大変な御苦勞をいただいたわけでございますけれども、この直接請求に関しての選管等がかかった費用というものは一体どれぐらいになるのか、参考のためにお教えいただければありがたいかなと思います。

以上で質問は終わります。

議長（島原正嗣君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） お答えいたします。

すべてひっくるめての金額でございますけれども、総額で359万813円かかっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 1点だけ簡単にお聞かせを願いたいと思います。

議員定数につきましては、いろいろ論議がさきの質問の議員さんからあ

りましたけれども、議員定数そのものについては、市長が決めるものじゃなくて、やはり議会自身が市民の意見を尊重しながらみずから決めていくものだと、私はこのように思っております。

今回の区長会の要望の中に、特に柱としてはやはり財政問題、これを挙げられておるわけでございます。市長の意見書を見ますと、余りそのことには触れておられずに、先ほどからの論議の中で財政には関係ないと、こういうことらしいですけれども、その辺は市長として、この財政問題と議員定数を絡めてどのようにお考えを持っておられるのか。

区長会の意見書の中には、議員の数も多い、あるいは職員の数も多いと、こういうふうに言われておるわけでございますけれども、特にその財政問題と関連して申し上げますと、昨年に市長が報酬審議会の方に議員報酬の諮問を出されまして、報酬審議会の方から答申を受けて9月に議員報酬を上げた。このことに関しては、私は今の状況ではそういうことではないということでもかなり指摘をしたことがあるんですけれども、そのことも含めて市長がどのようにお考えになっているのか。

現にこの3月議会には、市長あるいは特別職の給与のカットを提案されてこられた。我々、特に創成会につきましては、このことについては場当たりのなやり方では困るということを指摘しながらも賛成をして、残念ながらこの議案は否決をされたわけでございますけれども、それらもあわせて一度市長のお考えをお聞かせを願いたいなと思っております。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の直接請求者の請求の要旨には、財政の問題も取り上げられておられるわけでございます。ただ、私は全く関係ないということ言ってるんじゃないで、それを柱にこの地方自治の問題を定数削減とか議論するというのは、法の趣旨からいうと若干違うのではないかとこのように申し上げたところでございます。

ただ、その中で、このそもそもの出発点は、私ども行政に対してももっと効率的な、特に職員数を含めた、人件費の削減等も含めた要望書もいただいておりますので、私どももそれは真摯に受けとめて再度、現在来年度当初予算編成に向けての一定の行財政改革案の作成を急いでいるところでございます。したがって、我々は一生懸命その面については取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

一方、議会におかれましても、特別委員会が設置されまして、いろんな角度から検討をされておられますので、そういう私どもの行政側の対応、そして議会側の対応をあわせまして、次年度のトータル的な予算編成に向けての対応策を考えていく必要があるというふうに考えております。

それから、去年の報酬審議会での答申を含めた改正でございますけれども、前にも申し上げましたように、これはおおむね2年に1度定期的に審議会を開いて、そして現在の特別職並びに議員の報酬についてどうかという諮問をしているわけでございまして、その中で、これは大阪府下の各市の状況を踏まえて、泉南市の場合、低額であるということも含めてこの改正の答申をいただいたところでございまして、その答申を尊重する中で議会に提案をさせていただいたところでございます。この中におきましていろいろな議論のあったところでございますけれども、可決がされたということでございます。

それからもう1つ、ことしの3月の私ども特別職の報酬の一部カットにつきましては、平成6年度の決算を受けまして、8年度対応という中で緊急的ないろんな応急対応をしたわけでございますけれども、その中で当面私ども行政としても行財政改革にかける意気込みといたしますか、そういう立場から一部報酬をカットをして、そしてその範を示すべきだということになりまして、御提案をさせていただいたところでございますけれども、残念でございますが、否決をされたわけでございます。

性急な話でございましたので、十分理解が得られなかった点は我々も反省すべきであるというふうに思っておりますが、じゃ、今度平成9年度の当初予算に向けてどう対応するのかというのは、私どものそういう行財政改革での対応、また議会の特別委員会での対応を図りながら、議会とも十分御相談をしながら考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 今の市長の答弁をいただきまして、私は、特に一昨年の報酬審議会のメンバーさんの中には区長会の代表さんも入っておられると、このように思っております。それを受けて、区長会さんの今回の請求の趣旨を見ると、やはり財政難を柱にされておる。しかも、今我々が行政に携わる者として現況を見ておりますと、原課におきましては土・日も

返上して、あるいは残業・休日手当もカットされながら、そのような形で頑張っておられるという姿を見たときに、果たしてこの財政難のためにその議員定数——議員定数はさておきながら、職員定数も多いと言われるということについては、僕はやはり理事者側の方から区長会の方々にそういう内容の説明というのが行き届いてないんじゃないかなと、このように考えてるんですけども、その辺はどうなんでしょうね、市長の考え方としては。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私どもは常々、最少の費用で最大の効果ということを目指しているわけでございまして、その中で職員も計画的に採用をしてきて今日に至っているわけでございますけれども、しかし私ども行政内部におる者は、そういう形で職員初め一生懸命頑張って努力をしているというふうには思っておりますけれども、一方市民サイドから見れば、そういう御批判もあるというのもこれも1つの意見でございますから、それは十分拝聴する必要があるというふうに思っております。

ただ、今後もう少し長期的に現在の職員数のあり方、あるいは今後の行政需要、あるいは効率化という中でどのような人数で対応できるかということをややはり十分議論をした上で、1つの考え方をお示しし、当然議会の皆様方にも御理解を賜らなければいけませんし、一方では市民の方々にも御理解を得ていく必要があるというふうに考えております。

〔堀口武視君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。——林君。

23番（林 治君） それでは、できるだけ簡潔にというふうに思うんですが、今回5,141名の署名をもって、實際上経過から見れば、区長会の役員さんが中心になって署名を集められて提出された。26名の現議員の定数を20名に減らせということではありますが、私も先ほどから論議がありましたように、今日の泉南市の市政の状況からいって、今、議会の議員を減らせということ自身は、やはり正しくないんじゃないかというふうに思うんです。

昨年からいわゆる全体構想の第2期計画もありますし、しかも最近では陸上飛行ルートの問題等もいろいろ出てきておりますし、昭和49年に出された泉州沖が最有力だと言われた運輸省の航空審議会の答申から見ても、

あの当時の3点セット、府民的な合意を得たものを今無視するようなことが起こってきてますし、それが特に市政上非常に大きなかわりを持っていると。こういったいろんなことを考えますと、市が今挙げて、行政も議会もこの問題に力を合わせて取り組まないかときだと、先ほど御発言がありましたけれども、私も全くそのとおりであるというふうに思っているわけです。

それと、もう1つは、泉南市の歴史的な経過でいえば、昭和31年に泉南町として合併されて今日の姿が生まれたんですが、この当時、人口が2万6,763人で、2町4村の議員数が実は98名あったんですね。昭和31年から35年は、これは特例的に——本来、町ですから30名以下ですが、32名の議員定数を持っていた。35年から以降、市制が施行された45年の7月以降も30名の定員であったんですが、先ほど我が党の議員が言いましたように、市制施行が45年7月ですが、このとき人口が3万8,326人で、その後人口がどんどんふえて、56年に5万4,345と。名実ともにこの時点で地方自治法に定められた5万の市になりますが、こうして今日6万2,300と人口がふえてきてる。先ほど市長が言いました市の総合計画に基づけばですね——そうなるかどうかはいろんな時代の問題があると思うんですが、関西空港の地元市として人口が2001年ですか、あと5年後ですか、8万人だということを見て、都市整備、いろんな施設の整備なんかをやっていかないかと。そこへ全体構想の問題があるということになりますから、そういう点も考えると、市民の多様な意見を結集していく上では、議員を減らすというよりも、むしろ本来の法定数に戻すことの方が大事ではないかというふうに私は考えているんです。

そこで、先ほどからの論議の中で、市長は議員定数、これが正しいというものが無いということをもう何回か言われてるんで、私はちょっとそのことについて気になるんです。憲法と地方自治法で設置されましたこの地方自治体、議会というものは、特に議会はその中で独自の権限と役割を持っている。もうこういうときなので簡単に言いますが、大まかに3つの機能、これが言えると思います。1つには、それぞれの地域の住民の意思を代表するということと、それから2つ目には、自治立法権に基づく立法機能を持っている。これは議会の中で私どももこれまで使ってきたことがあります。3つ目には執行機関に対する批判・監視機能を持っている。

市長は、長の方は——議会というのは長を監視するためにあるんですよ。これは非常に重要な機能を持っている。こういう議会の機能を発揮させるために、議員数を一定の人口規模に応じて地方自治法で定めているんです。それは何よりもそれぞれの地域の住民の意思を正しく反映させるという法律の目的があって法定数を定めてるんですから、この法定数というのは、本来尊重されるべき民主的な基準なんですよ。ここにいわゆる基準があるんです。

地方自治法の第91条には、町村と同じように書いてますが、特に市の人口規模と議員数については、約6段階に分けて考えています。そういう中で、人口が泉南市のように——市長も山内議員の御答弁であったように人口急増都市ということですが、全国的にやっぱり過疎化していている町がある。だから泉南市は3万8,000の人口のときに、本来なら地方自治法では5万になったら市になるんですが——阪南市はそうですね。

ところが、泉南市の場合は3万8,000で市制を施行したというのは特例でなったんですが、そういうことから、逆にそういうことをせざるを得なかった法律上の問題点というのは、過疎県、過疎市、過疎町というんですか、全国の地方自治体の中ではそういう事態がある。だから、特に特例をもってこれを減少することができるということも、この地方自治法の人口と議員定数の関係では定められているんです。だから特別な場合なんですね。だから、そういうことを含めてこの地方自治法というものについての考え方を、ここに民主的な基準があるんだということでない、それは正しいものがないんだというような考え方では、地方自治を運営していく上では問題ではないかなと私は思うんです。

そういうことを前提にして、私はちょっと御質問申し上げたいんですが、市長はこの請求を真摯に受けとめると。私も議員の一人ですから、住民の多くの皆さんの声については十分——しかしその内容が果たして正しいのかどうか、行政上のいろんな問題が正しく伝わってるかどうかといったこともあると思うんです。それは先ほどからの御質問なんかにもいろいろありました。この請求を真摯に受けとめるとということなんですが、それで市長は、ここで請求の要旨として具体的に出されていることの幾つかの点をどういうふうにお考えになってるのかということをお聞きしたいと思うんです。

1つは、市民の小さな願いも満たされることなく困難になっている原因をこの請求の要旨の中では、1つは日本経済の長期にわたる不況という問題をとらえています。やっぱり国の政治の問題をとらえてるんですね。それから同時に、基幹産業の衰退と空港関連税収の落ち込みだと。財政危機によるものとしている点について、そういうことが原因として市民の小さな願いも満たされないというふうに市長自身がお考えなのかどうか、まずこの1点をお聞きしたい。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは請求者の要旨でございますから、これに対して議論をするというのはどこまで許されるのかという問題はありますけれども、「市民の小さな願いもなかなか満たされることが困難になりつつあり」というのは、どの程度のことをおっしゃっているのかよくわかりませんが、私ども行政を担当する者としては、住民の願いということについては、いつもながら真摯に受けとめて、そして適正な判断のもとに執行できるものは執行し、また長期的な課題になるものは中長期的な課題としてとらえて検討をしているところでございますので、これらについては今後ともそういう考え方で臨んでまいりたいというふうに思っております。

それから、特に地場産業とか空港関連税収の落ち込みということも書かれておりますけれども、確かに本市の地場産業でございます繊維産業につきましても、非常な事態だというふうに認識をいたしております、市としても可能な限りのいろんな融資の助成等行っておりますけれども、なかなかそういう形では吸収できない部分まで立ち至っているという認識を持っております。

それから、空港関連税収の落ち込みということでございますけれども、空港本島につきましては、時期は若干ずれたものの、おおむね当初予想どおりに近い形での税収が見込まれておるわけでございますけれども、一方りんくうタウンにおきましては、相当数分譲おくれが災いをいたしまして、平成8年度当初におきましてもまだ歳入がゼロというような状況でございます。ただ、9年度から若干入ってくるということもございまして、そういう面では当初期待したよりも時期的に遅延しておるといいうのも事実でございます。そういう認識を持っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番(林 治君) そこで次に、ここで予算に占める人件費が非常に突出してることですが、これが財政難に拍車をかけてることと、その人件費ということで職員と議員が多いというふうに単純に書かれてるんですが、これは市長もそのようにお考えなんですか。

議長(島原正嗣君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 本市の場合は、経常収支比率ですね、これが非常に高いという特徴がございます。それらについての改善策が1つの課題であるというふうに認識をいたしております。

議長(島原正嗣君) 林君。

23番(林 治君) ちょっと今の質問で、人件費が一般に書かれてるんですが、ここで「職員数も議員数も多いといわざるを得ません」というふうに出されてるのでね、そのことについて、これが行政上そういうことが起こってきた経過との関係もありまして、市長はそういうふうに思ってるんですか、これについて。数字上は、経常収支比率52%出てます。予算上は30%ほどですか、今のところ全体の中では。一般会計の中に占める割合はね。だから、総額で一般会計221億ですが、すべてでいくと378億円ありますね。だから、そういうもの全体との兼ね合いで一体どうなのか。

職員が多いと言うて、ここに書いている、今おられる職員の皆さんの責任ではなしに、市長の行財政運営の中で生まれてきたことでしょう、この職員数というのは、1つは。そうでしょう。だから、それを今私もこれ聞いておったら、署名をとるときに、職員が多いから減らせという署名なんやというふうなことも言われて回ってる方もおられたりしたんで、何か職員さん攻撃になっては、これはむしろ市長の責任の問題だというふうに思うんですよ。

だから、これについては、先ほども御意見あったように、一体どういうふうにご考慮されるのか、やはりきちっとした考えを示しておかないと、そして具体的には議員を減らせというふうになってるんでね。論理がとんとんとと飛躍されて出てきてるだけに、私はそのところを市長としても、6年度はそういうふうになりましたけども、いわゆる投資的経費のその年によっていろいろ違いがありますからね、比率はすぐ変わりますからね、一定の。そういう点もあるんで、統計的に全体的に一体どういうふう

に考えておられるのか、そういうことです。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ここにありますように、職員数も多いと言わざるを得ないということでございますけれども、先ほどの堀口議員の御質問にお答えしましたように、私どもは適正な職員定数管理のもとに採用もいたしてき、また効率的な運営に努めてきたところでございますけれども、一般市民から見てそういう議論があるというのは、これは意見でございますから、私がどうこう言うことではないというふうに思っております。

ただ、常に私どもはやっぱりこういう面も含めて、特に人件費あるいはそういう経常収支ということの経常経費という中で、できるだけ効率的な運営を図る必要があるというのは、常々心しておかなければならない課題であるというふうに認識をいたしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） あと、ちょっと市長にお尋ねする前に、この請求要旨の中でいろんなことが書かれているんですね。今日のこの財政危機を招いた責任は行政ばかりにとどまらず、議会にもあるということは否定できないと。これは市民の皆さんの方からこういうふうに言われるということについては、これはある意味ではいたし方ない面があるんですが、議会議員の中から自分の責任を棚に上げて、議会に責任ある論で言う方もおられるんで、非常に何を考えておられるのかなというふうに思ったりもするんですが、そしてこの文書の中で、これは全部読めませんが、前回のいわゆる条例改廃請求があった後、改めて検討すると言ったままというて、何かそのときに議会が改めて検討することを約束したことがあったように言って、それを実行してないと。いわゆる公約違反だと言って責めるがごとき文言で出されてきたり、それから削減は民主主義の破壊、監視機能が低下する、民意が反映されないなどともっともらしい講釈と云うて、これをもっともらしい講釈だと言って、まともな論議ではなしに、これを理由にすること自身に私は大変大きな問題があるというふうに思うんです。

それから、最後の、危機の時代に云々というのは、これは一般論でただだって当たり前なことなんです、26名から20名に減らすことを言う議員だけが泉南市の将来を真剣に考え、大きな視点を持つ、市民が未来を託すことのできる議員だというふうに規定すること自身も私は問題だと思

いますので、その点も一言言うておきたいと思います。

それからあと、行財政改革の先頭に近隣の議員がその模範を示したと言いますが、だから泉南市も模範を示して、行政依存を脱して自助や相互扶助によって危機の時代をともに乗り切るといふふうにあるんですが、これも市民は税金を納めて、本来市がやらなければならない事業を求めているわけなんで、行政依存と言うたって、例えば近隣の市は全部市民病院を持っていますが、泉南市に市民病院がないんですが、むしろ行政に依存であるとかないとか以前に、今の0・157問題をとらえてみても、本来市が市民病院を建設して、市民の命、健康を守る先頭に立たないかんわけですから、それを行政依存を脱しというようなことでは、これは市民が税金を納めがいがいいわけでは

そういう意味で、そういうことを踏まえて、私も近隣の自治体の比較だけで、それのみで市長が議員数が多いのは事実だということは、やっぱり正しくないんじゃないか。近隣云々ですが、地方自治法に定められた点でいえば、いろんな数字を出された議員もありますし、助役の方から数字を出されましたけども、6万市の中ではやはり26なんです。これは全国的にそうなってます、21人になってますから。全国平均とか、そういう人口比だけで私は語りたくありませんが、それで言うなら当然そういうことなんですね。だから、市長がこの意見書の中で事実だということ自身は、間違いですね。

それと、市長の意見書の点についてあと一言言いたいんですが、ここで、急激な削減は、直ちに実行することは妥当でないということで、26を20にすることについては妥当でないという考えを示したんですが、急激でなかったらいいのかどうかというふうに考えておられるのかですね。この点がちょっと何か思わせぶりに書いておられるので、市長の真意をはかりかねるんですが、私が冒頭言いましたように、議会の役割から見ても、私はそういうふうには減らすことを前提にした物事の考え方は、正しくないのではないかというふうに考えますので、この点についての御意見をお聞かせを願いたい。

それと、市長は一番最後に、今後の議会においてこの直接請求を真剣に受けとめ、適正な議員定数のあり方について云々ということで、検討をしていくことが必要だというふうに、議会に対してこのように市長が検討せ

よというような指示を出すような旨のことを書かれているんですね。これはまことに越権ではないかと。私が冒頭に言いましたように、我々は住民の代表の一人として、いわゆる間接民主制の、議会制民主主義の制度としてそういう形で出てきて、行政に対する監視をやるんですね。その監視される方から、議員定数の問題について、適正な議員定数のあり方についてというふうに言うておりますが、今言いましたように、急激な削減は云々という文言から見ても、市長は何らか削減されればよいというふうに考えて検討せよということを言われておるんですが、そのところをちょっと明快にさせていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目のこの近隣自治体と議員1人当たりの人口で比較するとという前向きの中でございますけれども、それは相対的に多いという、これは数字の話でございますから。ただ、先ほど山内議員さんも御質問がございましたけれども、全国的に見れば必ずしもそうではないわけでございますけれども、ここで比較しましたのは、近隣の自治体という表現の仕方をさせていただいているところでございます。

それから、最後の2行の部分でございますけれども、この直接請求を真剣に受けとめ、適正な議員定数のあり方について各方面の意見を聞きながら検討していくことが必要であると考えるところにつきましては、やはりこれだけの署名があり、また直接請求があったということを実際に踏まえて、今後この問題についてはいろんな角度から検討していく必要があるんじゃないかという、これは私の考え方をここに述べさせていただいたわけでございますから、議員の皆さん方におかれましても、大いに議論をしていただけたら幸いかというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） もう時間ですから終わりますが、市長ね、近隣との比較では事実だと、そう書いてるんだと言うけども、この問題は近隣のことだけで比較検討して事実だというふうに書くのは、これは市長として書くのはやっぱりぐあい悪いんじゃないかということ言うてるんですよ。市長は全国的にはそうではないけれどもという前提を言いながら、近隣では事実だと。この市長の意見書の中には、そういうふうには書いてないんです。近隣では事実だとしか書いてないんです、例えばこれに。

だから、先ほどから出されたああいう資料を我々議員は持ってますけども、市民一般はなかなかあんな資料は手に入りませんから、持っていないんです。だから、そういう点ではこれを事実だというふうに断言すると、やはりこれは正しくない部分の物の見方だということです。部分の物の見方でいろいろとそういうことを、いろいろと数字を出して、市民に正しく使えない人もおりますので、私はそういう点は市長もそういうことのないようにしていただきたい。

それから、議員定数のあれがあったんで、そのことについて再度お尋ねして、私は終わりたいと思います。だから、そのことを私は正しくない、そういう言い方は。意見書で、文書でここに出てるんですから。今ここで全国的なことは認めるけれどもと言いながら、この文書自身が例えば市の広報等に出されてきたら、市民はわかりませんよ。やっぱりそうかと、泉南市は特別に多いんやなど、こうなるんですよ。こういう書き方すること自身が市長として正しくないと言ってるんですよ。ここで答弁していることの兼ね合いでも正しいない。だから、この点は市長としてきちっと改める、全国的なことも入れるべきだということです。そのことを私は言ってるんです。

それから、市長から定数削減を前提に議会で検討せよ云々と言われることではない。そのことは、私の意見として市長に言うておきたい。だから、さきのことについては、もう一度答弁を願います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろんな比較の範囲があろうかというように思いますが、私どもはやはり大阪府下の実態ということも踏まえまして、特にこの泉州地域あるいは大阪府下の類似人口団体、そういうところを比較して、これは数字の話ですから、検討した中でこういう書き方をさせていただいたということでございます。

〔林 治君「議長、もうこれで終わります」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 市長ね、そういうことでは正しくないということをしたということ私を私は言うておくということと、それから同時に、先ほど言いましたように、59年に30名から26名に泉南市がしたと。よそでは、泉南市が26にしたんだから私とこも減らそうと。今度はまた、泉

南市がよそが減らしたから、また減らそう。これは特にこの泉州路でそういう事態が起こっている点については、私は特に地方自治体——フランスの学者が言ったそうですが、民主主義の学校と言われるこの制度の中で、こういう民主主義を切り刻んでいくというようなあり方は、本当にこの憲法の示す平和的で民主的な日本を築いていく上でも、この点はいけないことだということも申し述べておきます。市長があくまでそういうふうにおっしゃるので、私は再度そういうふうに言っておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございますか。——以上で質疑を終結いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 1 7 分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論に入ります。討論はございませんか。——和気君。

2 2 番（和気 豊君） ただいま提案されました議案第 1 号 直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党泉南市会議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

私たち地方自治体の議会議員は、住民の負託を受け、その代表として市民の要望、意見を市政に反映し、同時に行政当局に対しても監視・チェック機能を果たすという大きな役割を担っていると考えています。議員の数が減少すれば議員 1 人当たりの住民の数が多くなり、それだけ市民の声が市政に届きにくくなることは自明のことであり、憲法で保障された議会制民主主義と地方自治を進めていく上で重大な障害となるものであります。以上、総論を踏まえ各論に入ります。

まず第 1 に、地方自治法では地方議員の定数について定めていますが、これは昭和 2 1 年の府県制、市制、町村制に定められた基準が昭和 2 2 年に制定された地方自治法に引き継がれ、地方自治法第 9 1 条の市町村の議員定数については、制定直後の昭和 2 2 年、2 5 年、2 7 年と 3 回の改正を経て今日に至っています。地方自治法による法定数は、5 0 年前に決められたもので制度疲労しているという意見もありますが、この法定数は固定した数ではなく、人口に応じて変動するものであり、3 回にわたる諸改正の経過から見ると、そしてその後の法改正の動きの中でもその数は厳

然と守られてきたことから、今日でも十分尊重されなければならないものであります。

この地方自治法第91条に基づく法定数によりますと、泉南市の場合、人口5万人以上15万人未満の市の条項に当てはまり、36人が法定数であり、現行の26人は法定数より10人も少なくなっております。これは本市が昭和56年、昭和59年の2回にわたって法定数を削減し、今日に至っていますが、この26人を法定数に当てはめると、人口1万人以上2万人未満の町村並みであります。これを20人に減らすとなると、1万人以下の町村並みの定数とならざるを得ません。しかも、泉南市の人口は現在6万2,000人を超え、昭和59年の改正時からすれば5,000人近くふえています。ちなみに、人口6万人の市の議員の全国平均数は21人であることも示しておきたいと思えます。

第2に、市議会が率先して行政改革、リストラの範を示すべきであるという意見であります。行政改革とはその名のとおり行政当局、すなわち執行機関の改革であり、行政当局には効率的で市民本位の改革を望むものであります。立法機関である議会は本来の行政改革とは別のものであります。

行政改革について少し振り返ってみますと、政府の臨時行政調査会の基本答申が昭和57年7月に出されましたが、これに対して当時の自治省の行政課長が全国町村議長会発行の月刊雑誌「地方議会人」の紙上で、大要を次のように述べています。

一部の人たちだが、定数削減した地方公共団体が何か行政改革の先端を走っているように考えている向きがある。こうした風潮に刺激されてか、一部地域ではこの問題が住民運動の対象とされているところもあると聞く。しかし、地方議会議員の定数問題には、世間の空気に迷わされずじっくり考えてみなければならない重大な問題が潜んでいるような気がする。もともと国民が多額の経費をかけて地方議員を選挙し、在職させる制度を導入することを決意した背景には、2つの理由があった。その1は、地方議員を通じて地域住民の行政需要を的確に把握し、それを地方行政の制度・運営面に反映させるためである。その2は、行財政権を一手に握っているため、専横に陥りやすい首長を監視させ、その行き過ぎをチェックさせるためである。臨調の基本答申が地方議員の職務遂行のあり方に全く触れてい

ないのは、何とも寂しい限りである。この定数削減問題は、一部の人たちの言うような単に経費節減とか外国制度との比較、模倣論で片づけてはならない。民主政治の重要なエレメントが絡んでいることを関係者に十分認識してほしいものである。

以上であります。この内容は、14年近く経過した今日の議論でもびったりと一致するものであります。さらに、昨年5月10日の参議院の地方分権特別委員会でも、国会議員の質問に対し、それぞれ立場の違う3人の参考人全員が財源問題や行政改革を理由に議員定数を削減するべきでなく地方分権に逆行するものとして、議員定数削減に反対の意見を述べて注目されています。

第3に、財政危機と議員定数の削減を連動させる意見についても少し触れておきたいと思えます。

今、財政危機を問題にするのであれば、まず第1に、国が地方分権の名のもとに進めている、これまで国の責任で進めてきたいわゆる保育所運営などの機関委任事務を国の財政的裏づけもないまま地方自治体に押しつけようとしていること。そのための受け皿づくりとして、住民の福祉、医療・教育の切り捨て、職員の人減らし・合理化、補助事業の大幅カットなど、中曽根臨調以来という第二の行政改革こそ問題にしなければなりません。

第2に、市がこの5年間だけでも市財政を無視して進めてきた総額54億円の不公正な同和行政と、市民の要望の強い砂川榎井線の整備は20年間も放置しながら、りんくうタウンアクセス道路には52億円を短期に投入する大盤振る舞い、空港会社や全日空、日本航空などには年間4億円も減免していること、そのためにできた借入金総額は総額332億円、市民1人当たり53万5,000円にも達しています。一般会計に占めるわずか2%の議員報酬を問題にする前に、やるべきことはもっとあるはずであります。

そして、何よりも重大なのは、議員定数削減の次に来る住民に犠牲を強いることでもあります。今年度も財政危機を口実に子供たちからプール、お年寄りからは仕事を取り上げ、円高不況下での地場産業振興策の放棄、嘱託職員13人の人減らしなど、市民生活の弱者切り捨てを強行しています。住民犠牲を進める先駆けに議員定数をするとしたら、断じて許せるものではありません。

第4に、議員定数の削減問題は、住民の意志の反映が狭められることであります。住民の投票権の幅を狭めることと同時に、被選挙権を狭めていくという重大な問題を含んでいることであります。先ほど紹介しました昨年5月10日の参議院地方分権特別委員会での参考人の一人は、このように主張されています。分権を本気になって実現しようと思いますと、女性議員の比率を高めることや、あるいはまた青年層の参加を促すことや、ある場面では障害者のような立場の皆さんが議員として参加することは、欠かせない課題であるはずであります。だとするならば、議員定数についてむしろもっと積極的な展開をすべき時期ではないだろうかということを思っています、ということであります。

以上が私の反対意見であります。今請願に至った趣旨の中にある財政悪化を回避するためにも、市議会が今求められている財政危機に至らしめた本質をはっきりと見据え、チェックし、それを取り除く懸命な努力を市民の皆さんと一丸となって解決していきたいと考えています。議会が議会としての力を大いに発揮し、市民の負託にこたえるためにも、定数は法定数に沿ってふやすべきことを最後に強調し、討論を終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———北出君。

6番（北出寧啓君） 新党さきがけ、この請求議案に対して賛成の立場より討論を行いたいと思います。

我が国は長引く不況、政治家の不祥事、財政破綻などの中で、高度経済成長を支えてきた政治、経済、社会制度の全般の変革が求められています。（林 治君「さきがけが支えてきた」と呼ぶ）さらに、高度経済成長は地球規模での環境危機をももたらし、日本はあらゆる面で現状の変革を抜きに立ち行かず、子供たちの未来もありません。

来年で地方自治法による法定数施行50年となります。中央、地方を問わず政治不信が蔓延し、選挙での投票率も年々低下しています。（林 治君「さきがけがうそ言うからや」と呼ぶ）鹿児島県知事選挙の投票率は22%でした。議長、私語はやめさしてください。

議長（島原正嗣君） 静かに。

6番（北出寧啓君） （続）巨額の赤字国債を発行し、高度成長を遂げた時代は明らかに終わり、国、地方を問わず財政破綻を来している時代に、膨れ上がった政治・行政制度の見直しは避けられないにもかかわらず、政治

家は国も地方も自己利益と保身にきゅうきゅうとしていると国民、市民の目に映っています。

今、問われている議員定数削減請求には、行財政改革による簡素で効率的な行政運営という時代の流れの中で、府下、人口に対する議員数が多過ぎるという現状への強い不満、批判が書かれ、また財政危機に直面している今、その責任にも言及していますが、財政危機を招いた責任とは、つまり現代の政治家に対する強い不信をもあらわしていると受けとめなければなりません。

つまり、今代議制民主主義が市民の考え、願いを代表しているかということをお私たち議員は深刻に考えなければなりません。今回の議員定数削減請求は、5,141名もの市民の連署があります。この代議制民主主義に対する1つの不信、あるいは改革への希求のあらわれであり、私たちは本当に市民の政治ができているのか、議会が市民と離反していないのかをそれぞれに自問しなければなりません。少なくとも、市民のための政治を拒否できる議員がいない限り、この請求をおろそかにすることはできません。

先般、阪南市議会は議員定数を24名から22名に、岸和田市議会は30名から28名に減員しました。貝塚市議会は26名から22名に削減しています。時代はとりわけ国、地方の構造的な財政危機の中、簡素で効率的な行政機構を求めています。このような見地から、旧来の議員定数を削減することは避けられません。議会も時代の流れ、市民の請求を真摯に受けとめ、さまざまな面から代議制民主主義が公正公平な市民の要求をよく反映しているのかということの根本的な反省を行わなければなりません。

もちろん議会としては、その運営にかかわる人数、行政の監視機能、財政力などを考慮しなければなりません。根本的には現在の議会が住民の意思を真に反映できているのか。また、複雑化し、近代化する都市行政の運営に当たって、法に基づいて運営されている議会が住民の代表機関として質・量ともに効率的な制度として十分に機能しているか問われなければなりません。

〔林 治君「議事を欠席してそんなことよく言うわ」と呼ぶ〕

現在、議員定数削減請求の根拠として、財政危機、府下の議員定数などが出されていますが、これまで議員一人一人が市民とさまざまな協議、懇

談を積み重ねていけば、そして多くの市民の目から見て、議会が市民の要求をうまく代表していると映っているならば、このような直接請求はなかったのではないかとも思えます。

また、議員数が多ければより民主的な論議ができるとは考えにくいものもあります。また、政治参加は必ずしも議員になることではなく、多様な広がりを持つ市民団体、組織などでの活動を通じてもなされるのであり、議員はまさしくこうした住民団体、民間組織の意見を幅広く聞くことによって、代議制民主主義は保たれるのだということを指摘しておきたいと思えます。

例えば、議会が団体自治の枠組みでの行政当局の行政監視や政策立案にかかわるとすれば、区長会は各地域の住民自治に深く関与し、その代表者の団体として地域整備に貢献する使命を帯びています。問題は参加と討議の質であり、我々議員は謙虚に討議の質を高めるために切磋琢磨し、またより広範囲な市民の意見を取り入れるために、日々の議員活動においてさまざまな団体、会、市民に接し、多くの意見を聞き、広く公論を興すべく努めることだと思えます。私としては、この直接請求を真摯に受けとめ、一層討議と参加の質を高めるべく、同僚議員とともに努力していきたいと思えます。

小金井市の市議会議員である林氏が、「政治屋は次の選挙のことを考え、政治家は次の世代のことを考える」とのアメリカの牧師の言葉を引用しています。私たちも市民の議員定数削減請求を真摯に受けとめ、巨額の国債、市債で運営される旧来の行政機構の改革の端緒を切り、危機的な経済状況の中で時代が要請する簡素で効率的な地方政府をつくっていくために、この削減請求に賛成いたします。

以上です。

〔堀口武視君「わかったけど、議会通るなよ」と呼ぶ。林 治君
「議会さぼっててそれは言えんぞ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。———中野君。

2番（中野吉次君） 青山会を代表して、議案第1号について反対の立場から討論をいたします。

日本経済の長期にわたる不況と本市の地場産業の衰退で、かつて経験したことのない財政危機の中、行財政改革を一日も早く実行しなければなら

ない。行政に任せ切りでなく、議会もともに取り組んでいかなければならない課題と考えます。しかしながら、議会において毎年繰り返される役選についても、議会の自浄能力が欠如していると思います。また、議員の資質向上を図り、少数精鋭の議会活動を期待するなど、市民の批判もあります。さらに、近隣自治体と比較をしても、本市の議員定数が相対的に多い状況にあるのも事実であります。

そういったことを踏まえ、定数削減については基本的には反対するものでありますが、今回削減理由としている他市の流れや財政理由といったことで議論されるのではなく、市全体として行政改革に取り組んでいかなければならない状況であり、組織機構の改革や規制緩和、地方分権の推進を視野に入れた行政体制の整備確立が必要であります。そういった中で、議員定数についても検討されるべきであります。

また、削減による行政効果はどうか。削減によるデメリットとして、行政に対するチェック機能の低下や民意の反映がされにくいなどがあります。本市の議員定数については、地方自治法で36名となっているが、本市条例で26名としているところであり、削減数について急減に26名から20名とする今回の請求については、根拠に乏しい。

以上の観点から、今回6名削減の内容である議案第1号に反対をいたします。今後は、より真剣に行財政改革に取り組み、市民の要望にこたえるよう努力する所存であります。

以上です。

議長（島原正嗣君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、創成会を代表いたしまして、第1号議案 直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを反対の立場で討論いたします。

まず、今回の提案は、議員数26名から20名に削減しようとするものであり、一挙に20%を超える提案については、余りにも性急で削減人員が多過ぎ、議会運営や市政においても大きな影響を及ぼすことが予想されるため、円滑なる市政運営を願う私にとっては、反対せざるを得ない理由の1つであります。

議会の役割は、市民の幅広い意見、価値観をより正確に議会に反映して、市政への市民の参加を保障する場であり、行政の点検、監視をすることで

あります。現在、近隣各市においても議員定数が削減されておりますが、今後この議員定数削減が繰り返し行われたり、また今回提案された20%を超えるような条例は、一部の特権階級をつくり、地盤、知名度のない一般市民の議会進出の機会をより難しくするものと思われま

す。しかし、今回の条例提案は、直接請求という手法をとっており、現在の間接民主制の政治形態の中で、市民の意志が直接行政に表現できる数少ない方法であり、このような方法まで駆使してこの場に提案したことに対して、一定の評価はしなければならないと考えております。我々議員は、このような市民の声を真摯に受けとめなければ、今後市民の皆さんとの間に大きな溝をつくってしまうおそれがあることを、この機会に改めて認識をしなければならないと思うものであります。

私は、先ほど述べたように、今回の議案については、一度に6名を削減するという条例の提案は、今後の議会運営や市政に大きな影響を及ぼすとの理由から反対の姿勢を示すものであるが、今回の直接請求の趣旨を真剣に受けとめ、適正な議員定数のあり方について検討しなければならないと考えております。

以上、今回の議案については、趣旨は理解できるものの、手法については今後論議しなければならないと判断し、議案第1号に反対するものであります。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 議案第1号 直接請求にかかる泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見を申し上げますので、議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

言うまでもなく、市政は市民の声が反映されるということが最大の目的、内容であると思っております。しかし、現在の泉南市政が十分に市民の声が反映するとは思いませんし、そのことの努力が議会全体としても十分市民の理解を得るところにないことは、我々は率直に認めなければならないと思っております。だからといって、今出されました議員定数を減らすという直接請求については、我々議会人としても十分に市民の皆さんと議論をする必要がまずあると思っております。そのため、私も微力ながら議会報告等で皆さんにこの議論を呼びかけ、議論をしてきたところでありますが、市民の

関心はいまひとつ低調であることを実感せざるを得なかったわけでありませう。

先ほどの私の質疑の中でも、区長会が先頭に立ったことの問題点を指摘さしていただきました。先ほど賛成された北出議員は、区長会の役割を高く評価をされておりますけれども、私たち議員が一人一人の市民から具体的に個人の名前を書いて選ばれる、つまり市民一人一人と直接つながった中で政治を行っている性格を持っております。しかし、区長会は長い歴史の中で、その区を取りまとめ行政に協力をしてきた組織であると私は思います。

そういう点で、行政にとっては、区というのは大変有効な、行政をやるにおいては大変便利な組織の一面を私は持っておると思います。私のところによく市民の方から相談が寄せられることで、区長に言ってもやってくれないということがしばしばあります。また、そのようなことを市に伝えましても、区長を通してください、ということがよく言われます。

つまり、戦後の私たちの民主主義は、個人というところに視点を置いて社会をつくっていかうということが、私は基本だろうと思います。そういう点で、区長会が先頭に立ったそのことは、私は市民の一人一人の政治に対する素直な感情が出にくかったのではないかなという危惧を持っております。

次に、明確な基準がつかれないという市長の答弁がありました。それよりも先ほど林議員の質疑の中にもありましたように、法定定数という問題があるわけありますから、これを基準に私は考えるべきではないかと思っております。少ないことがいいことだという一般論でどんどん議会の数を減らしていくことは、言うまでもなく行政のチェック機能を失わせることは当然でありますし、また減らすことが今よりもっと大きな背景を持たなければ議会に出てこれないことは、事実でありましょう。

現に、私は市会議員になるまで何回も落選をしたわけでありまして、途中でやめておれば、この壇上で私が発言することはなかったであります。その意味からも、私は議員定数を減らすことで特定な地域との結びつきだけではなしに、広い、広がりを持った政策論争ができるという考えも確かにあります。しかし、その一方で組織を持たない、普通に市民が言っている立場で議会に出てくる道を閉ざすものであります。すべての制度が

両刃の剣と言われるのは、このことではないでしょうか。

次に、財政をチェックするところが議会であるとよく言われておりますが、その意味で我々の議会は、今日の財政危機に至った問題の大きな責任があると思います。そういう点で、民主主義社会というのは、一番の権利を持っているのは市民でありますから、市民にその責任が返ってくるわけであります。先ほどの質疑でもあったように、我々は議員を選ぶという側面を持ちながら、同時に議員に立候補するという一面があることを市民の皆さんとも十分私は議論をしたいと思うわけであります。だれかが政治をやってくれる、であるならば有能なベテランの専門的に能力のある人がやってくれたらいいというのは、私はどこか危険性をはらむのではないかと思います。

現在の政治が不信を抱いておるのは、官僚が批判を受けていると言われております。官僚といえば、当然に東大を出、頭のいい専門家が日本の政治を牛耳っておることが今大きな問題として起こっております。それは、ややもすれば市民をないがしろにする面を持ってありますし、適当な言葉ではないですけれども、市民をあほにしておるといような面が私はあると思います。一定の年齢が来れば平等に権利が与えられるという制度における社会とは一体何か。そういうことを私は過去のあの専制的な政治から学んでいく必要があると思います。

民主主義社会は、ややもすればもどかしい面を持っておると思います。なかなか決まらない、なかなか自分の願うことが強力にいけないというのを市当局も持っておるとは思います。これは大きな欠点であると同時に、より大きな間違いを防ぐ制度であるということも我々は押さえておかなければならないと思います。我々は余りにも性急に急ぎ過ぎておるのではないのでしょうか。もっと自然は、生命はゆったりとした流れを持っておるはずであります。十分に議論をして、本当に間違いのない道を模索していく、このことが議会に与えられた私は大きな役目だと思っております。

しかし、残念ながら、この議会の中にも議員定数削減に積極的に賛成されておる議員もおられます。往々にして、その議員が議会の議論に不熱心であることは、私の大きな不満であります。確かに議論はつまらない面を持っておるでありましょう。しかし、そのような議論をすることの価値を市民の皆さんにもやはり示していく必要があるのではないのでしょうか。先

ほどの賛成討論の中にもありましたように、有意義なという言葉がついた討論は、一体どこに基準があるのでしょうか。私は、一見つまらない議論の中にもそれぞれの違いを認め合う、そのような社会をつくっている原型がこの議会にあると思います。そういう意味で、有能な賢い、政策能力のあるというところに限定して議員の資格なり議員の立場を私は考えるべきでないと思います。

もう一つ、請求者の趣旨にありますような財政問題、議会も痛みを伴うべきだというような指摘があります。私は、この問題に対しては全議員が受けとめるような内容であるべきだと思います。仮に、これ2名なり6名なりを減らすということになりますと、減らされない側に立つ議員は余り痛みを感じないわけであります。そういう意味で、私は議会の中における少数議員の切り捨てになると思います。そういう意味で、今回の財政問題から市政全体の責任を議会が担うとするならば、議員削減よりも議会の経費の削減を私は議会から打ち出すべきだと思います。また、前回の削減が一体何をもたらしたのでしょうか。30名から26名になって、何がどうなったのでしょうか。その検討もなされておられないし、決してそれは私はいいい方向に行っておらないと思います。

もう一つは、職員数の問題でありますけれども、5年間で117名の増がなされたというのが行政からの資料であります。117名の職員がふえました。また、今福祉センターを建てておりますが、これが完成しますと30名から40名の職員が必要だと言われております。このような市政を運営してきて、一体泉南市の未来があるのでしょうか。今、市当局に入ってお金に対して、やれる仕事の具体的な量を示すときではないのでしょうか。確かに積み上げ方式では、このように職員が増に至ることは仕方ありません。しかし、お金がこれだけしかないのだから、これだけで人件費を抑えようという具体的な提案を議会にも市民にもして、それは平等に議員としても受け入れてこたえていくべきだと思います。

最後に、新潟の巻町で住民が原子力発電所の設置に反対の意志を表明しました。この新潟では、36人定数が4市あります。この4市では、28名の定数が2市、32が2市あります。先ほども議論にありましたように、大阪や近畿は割合と議員定数が少なくされておりますが、やはり全国的に見れば、議員定数を減らすことは、市民の立場に立てば私は正しい方向で

ないということを申し上げて、反対討論にさせていただきます。よろしく
お願いをいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いた
します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議案第1号は、否決され
ました。

次に、日程第4、請願第2号 「住民こそ主人公」を中心にした議会制
民主主義を守るため泉南市議会の「議員定数」を地方自治法にそってふや
すことを求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては質疑を省略し、討論に入ります。討論はありません
か。——成田君。

21番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団及びこの請願に賛成され
た1,393名の賛成署名した方々を代表し、「住民こそ主人公」を中心
にした議会制民主主義を守るため泉南市議会の「議員定数」を地方自治法に
そってふやすことを求める請願書に対する賛成討論を行います。

まず、最初に議会のあり方、議員のあり方について真剣に討議されるこ
とは、住民こそ主人公の立場から見れば歓迎されることでもあります。
議会制民主主義とは住民にとって、また地方自治とは住民にとって何か、
まさにここに地方自治とは民主主義の学校のゆえんと言われるところであ
ります。私は、このような立場に立って討論を行いたいと思います。

憲法93条1項では、地方自治体に議会の設置をすることを決め、地方
自治法ではその設置を決めております。議会はそれぞれの地域の住民の意
思を反映し、自治立法権に基づき立法機能があり、市長など執行機関に対
する批判・監視機能を持つ民主主義の制度として、住民にとって欠くこと
のできない制度であります。さらに、この議会を住民こそ主人公の立場で
市政の実態を市民の前に明らかにする、また市民のための要望を実現させ
る、市政を多数の市民の声を反映させるよう住民本位の議会へと発展させ
るべきであります。

このような立場に立つとき、地方自治法では人口の規模に応じて定数を定めています。この基準の目的は、少なくともこれ以下では市民の意見を議会に反映できないという最低ぎりぎりの基準であります。つまり、地方自治の原則は、人口に応じてそれぞれの地域の住民の意思を議会に反映させる尊重すべき民主的な基準であります。

泉南市の地方自治法における法定定数は、36人であります。実際は過去2回にわたり10名減員され、現在26名の定員です。これは地方自治という原則を踏み外しているばかりか、当初3万8,000人で市になったときと比べて、現在の人口は2倍近くの6万2,000人以上になっている点から見ても、議員定数をふやしても当然であります。住民の声を反映する大切な議会としては、当たり前なことではないでしょうか。ちなみに、全国的に見るならば、先ほど議員の定数の問題を言われましたが、人口2万から3万の市議会でも定数は26名から28名であります。むしろ議会制民主主義の原点から見れば、大阪こそ議員定数に対する考え方に問題があるのではないのでしょうか。

次に、議会の役割は、何よりも住民のより多くの意見や考え方を正確に反映するために、市民が市政に参加し、また納めた税金が市民のために正しく使われているかなど、巨大な権限を持っている市長や行政のあり方を民主的にチェック、監視することにあります。議員を減らすことが、果たして住民の意思が本当に議会に反映され、行政に反映されることでしょうか。

私は、議員定数を減らすことは、住民こそ主人公の立場から見れば、何の権力も地位も知名度もない一般市民が議員になることをますます難しくし、市民の大切な投票権まで狭めるものとなるものと思います。新しい人が議会に出られない、また女性、青年、高齢者、障害者など幅広く有権者の方が議会に出られない、こういう状況になるのはまさに少数意見を議会から排除する、こういうことにつながるのではないのでしょうか。

地方自治の原点、住民参加、住民こそ主人公の立場に立つならば、より多くの市民の声を議会で論議し、市民の要望を市政に反映させる民主的な議会をつくるには、議員の定数を減らすのではなく、ふやすことが大切ではないのでしょうか。

最後に、今地方の時代、地方分権の時代と言われています。しかし、憲

法では国民に主権があると明確に定め、もちろん地方自治の主人公も住民であります。有権者である住民の投票権を狭める議員定数削減ではなく、より多くの市民の声を議会に反映させるための住民の代表としての議員の役割は、大きくなりこそすれ小さくなることはありません。私は壇上から、我々議員の立場というのは、まさに住民の声を議会に反映する。多くても決して住民は反対しないと思います。

以上、賛成討論を終わりたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 「住民こそ主人公」を中心にした議会制民主主義を守るため泉南市議会の「議員定数」を地方自治法にそってふやすことを求める請願に、私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

議論をすることを1つの文化にしていきたい。この近隣では削減の方向にあるわけですが、そのことが一方で大きな政治不信、政治に対する信頼を大きく失わしてきた1つの原因でもあると私は思うわけであります。泉南市議会が具体的に橋をつくったり何かを建てるというよりも、こういう議論をするということを大事にする市だということを示すためにも、法定数に沿ってふやしていき、多くの市民の参加を得て議論をしていくべきだと思います。

泉南市には、男性が26人定員中24名ですね。そういうことで、女性の参加が大変少ないわけですが、出れるけれども、出てこれない。これは一体何か。そういうことを考えますと、議員定数をふやすことで女性の方や、また障害を持った皆さん、また若い方たちがどんどんここに来て、泉南の将来をどうするかということをも多くの人たちと議論することは、私は大変有意義だと思いますし、そのことは積極的に行政や議会の責任としても市民にやはり訴えていく内容だと思います。

現在の26名の議員定数の中で、委員会が6名か7名という状態。委員長と副委員長が前に座りますと、前に委員が4人しかおらない。休む議員もおりますから、そうすると2人ぐらいしか委員がおらない。そういう数からいっても大変問題であるわけであります。そういう点で、最低の議論をする環境としても、1つの委員会にやはり10人程度の委員がおることは当然であります。

そういう点でも、ちゃんと法定数というのがあるわけでありますから、

法定数に沿ってふやすことに賛成をしてみたいと、そのように思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより請願第2号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって請願第2号は、不採択と決しました。

以上で本日の日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。慎重なる御審議を賜りましてまことにありがとうございました。

これをもちまして平成8年第1回泉南市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時4分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 薮 野 勤